

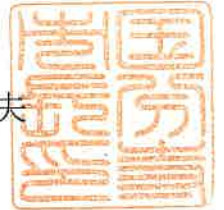
国健地発第50号

令和6年8月26日

株式会社ヒューマンサポート・クオーレ

代表者 殿

国分寺市長 井澤 邦夫



検査の結果について（通知）

令和6年6月24日付け国健地発第28号に基づき実施した子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第38条の検査において、別紙のとおり改善を要する事項が認められました。

については、速やかに改善を図るとともに、下記のとおり報告してください。
また、口頭により指導した事項についても、併せて改善を図ってください。

記

1 対象施設

ナーサリースクールクオーレにしこく

2 実施年月日

令和6年6月24日（月曜日）

3 改善報告

（1）提出物

ア 改善報告書

イ 添付書類

改善状況を確認できる書類

(2) 報告期限

令和6年9月25日

4 提出先

国分寺市健康部地域共生推進課指導調整担当 まで

【担当】

国分寺市健康部地域共生推進課指導調整担当 竹蓋、中島

東京都国分寺市戸倉1-6-1

電話：042-325-0111（内536）

E-mail：chiikikyouseisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp



6福祉指二第363号
令和6年8月26日

株式会社ヒューマンサポート・クオーレ代表者 殿

東京都福祉局長
山口 真



実地検査の結果について（通知）

令和6年6月24日付6福祉指二第195号に基づき実施した特別指導検査において、別紙のとおり改善を要する事項が認められました。

については、速やかに改善を図るとともに、下記のとおり報告してください。

また、別途口頭により指導した事項についても、併せて改善を図ってください。

記

1 検査対象

ナーサリースクール クオーレにしこく

2 検査実施日

令和6年6月24日（月曜日）

3 改善を要する事項

別紙のとおり

4 改善報告

（1）提出書類

ア 改善状況報告書（別添様式）

イ 添付書類

改善状況を確認できる書類

（2）報告期限

令和6年9月25日（水曜日）

（3）提出方法

区市町村を經由して都に提出してください。

5 提出先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第一本庁舎26階 中央及び南側

東京都福祉局指導監査部指導第二課保育施設検査担当 及川、川島

電話 03（5320）4055 メールアドレス：S1140303@section.metro.tokyo.jp

検査結果通知書

施設名 ナーサリースクールクオーレにしこく

実施日 令和6年6月24日

項目	改善を要する事項
運営管理	<p data-bbox="379 539 1362 622">施設長が職責を十分に果たしておらず、運営管理上問題が生じているので是正すること。</p> <p data-bbox="379 680 1382 853">保育所の施設長は、保育所の社会的責任・役割を的確に果たすために、常に施設長としての専門性が最大限発揮できるよう努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門的知識、技術、判断の向上に必要な環境の確保に取り組まなければならない。</p> <p data-bbox="379 864 1382 987">また、保育所は、様々な機会を活用し、児童の様子を報告するとともに、日々の保育の意図の丁寧な説明等により、保護者との相互理解を図るように努めなければならない。</p> <p data-bbox="379 999 1382 1077">しかし、貴施設においては、個別に対応が必要な児童について、以下のことを確認した。</p> <p data-bbox="379 1088 1382 1256">(1) 施設長自らが別室にて個別に保育をしている際に、施設長が一時的に離席せざるを得ない用件が発生した場合、抜け出し防止という安全上の理由はあるものの施錠の上部屋に児童を残しており、検査日当日においても施錠して児童を残していたことを現認した。</p> <p data-bbox="379 1267 1382 1391">(2) 施設長自らが別室にて個別に保育を行っている場合にその意図や必要な配慮について他の職員へ説明しておらず、また、連携していないため当該児童の保育にあたって組織的な対応ができていない。</p> <p data-bbox="379 1402 1382 1525">(3) 当該児童の日頃の保育所での様子及び個別に保育を行った際の児童の様子を保護者へ十分に説明しておらず、保育所保育の意図の説明を通じて保護者との相互理解を図ることがなされていない。</p> <p data-bbox="379 1536 1382 1615">については、施設全体として、施設長を中心とした児童一人一人の人權・人格を尊重する保育を確保できるよう努めること。</p> <p data-bbox="379 1626 1382 1749">また、児童の保護者ときめ細かく密接な連絡を取り、保育の内容等につき、理解と協力を得るよう努め、保護者の疑問や要望には対話を通して誠実に対応すること。</p> <p data-bbox="379 1805 1382 1973"><根拠：東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条第1項、第46条、厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」第1章1(1)、(5)ア、2(2)イ、第2章4(1)ア、(3)、第4章2(1)、第5章1(2)、2(1)></p>

特別指導検査にかかる口頭指導について

施設名：ナーサリースクール クオーレにしこく

検査実施日：令和6年6月24日

口頭指導事項

1. 保育内容

(1) 子供一人一人の人格を尊重した保育が不十分である

トイレに行こうとしていた児童に対して、施設長が「トイレって嘘つかないでちゃんと言ってね。」と声掛けをしていた。当該児童が日頃から嘘をついていることを前提とした否定的な声掛けとなっており、児童の心情に寄り添っているとは言えず配慮が不足している。